

〇うきは市飲料水戸別確保補助金交付要綱

(平成 17 年 3 月 20 日告示第 38 号)

改正 令和 7 年 3 月 31 日告示第 38 号

(目的)

第 1 条 この告示は、飲料水を戸別に衛生的に確保することを目的とする。

(補助金交付の対象及び交付要件)

第 2 条 前条の目的により補助金の交付対象となる事業とは、井戸水源を変更しても砒(ⅴ)素又は硝酸性窒素、亜硝酸性窒素及びその他の水質項目においてその数値が水道法(昭和 32 年法律第 177 号)における適正基準を超えることが予想される場合、適正基準を満たす飲料水を確保するため、既存の井戸水源にこれらを取り除く器具等を戸別に設置する場合にその費用の一部を補助するものとする。

2 煮沸消毒等により輕易に水質の改善ができる場合及び以前にこの補助金の交付を受けた者は、補助金交付の対象としない。

3 水質検査に要する費用及び水質を適正に維持して行くために必要な費用は、補助金交付の対象とならない。

4 設置に関する費用が 10 万円以上のものを対象とする。

(補助金交付の額)

第 3 条 この告示により戸別に補助金を交付する額は、市長が査定した設置費の 5 割以内の額とする。ただし、補助金の最高限度額は、5 万円とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、飲料水戸別確保補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 水質検査結果報告書

(2) 見積書

(3) その他市長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、調査の上、補助金交付対象事業の適否を決定し、飲料水戸別確保補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知する。

(事業施行の指導及び助言)

第 6 条 補助金交付の対象事業に決定した場合は、事業実施について、市長は、指導及び助言を行うことができる。

2 市長が行う指導及び助言は、拒否してはならない。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者は、事業が完了したときは、速やかに飲料水戸別確保補助金実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、実績報告書を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第4号）により通知する。

（その他）

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の飲料水戸別確保補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和7年3月31日告示第38号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

飲料水戸別確保補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

飲料水戸別確保補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

飲料水戸別確保補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第4号(第8条関係)

飲料水戸別確保補助金交付額確定通知書

[別紙参照]